

7月11日(日)は 参議院議員通常選挙 の投票日です

投票時間は、午前七時から午後八時まで

小さなお子さんや付き添いの人も一緒に投票所に入ることが出来ます。投票日には、棄権しないで投票しましょう。



投票できる人

昭和五十九年七月十二日以前に生まれ、平成十六年三月二十三日以前に転入届を提出している人（選挙人名簿登録者）で、引き続き市内に住んでいる人です。

投票所入場券

入場券は、世帯主あてに郵送します。一枚のがきに同一世帯員につき三人分の入場券を印刷しています。それぞれ自分の名前が記入されている入場券を切り取って投票所へ持参してください。

なお、入場券を当日持参されなかった場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます。投票所で入場券を再発行しますので、投票所で申し出てください。

期日前投票

仕事やレジャー、買物などの理由で投票日に指定された投票所のある区域外に出かけるときは、期日前投票ができます。印鑑は不要です。

期日前投票ができる期間

6月25日(金)

～7月10日(土)

〈時間〉午前8時30分～午後8時(土・日曜日と同じ)

〈場所〉

福祉文化会館3階会議室

不在者投票

不在者投票の指定を受けている病院・施設などに入院、入所している人は、その施設で不在者投票することができます。

不在者投票のできる期間および投票日当日に、市外に滞在のため投票所へ行くことができない人は不在者投票の期間中（期日前投票と同じ）、市選挙管理委員会へ請求することにより、滞在地の選挙管理委員会（選挙管理委員会の業務時間内）で不在者投票することができます。

郵便投票

郵便投票証明書の交付を受けている人は、七月七日（水）までに郵便投票の請求をしてください。自宅で郵便投票をすることができます。

郵便投票の代理記載

郵便投票する人で、次の①または②に該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た人（選挙権がある人に限る）に投票用紙へ記載をしてもらうことができます。

- ①身体障害者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が1級の人
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている人で、上肢または視覚の障害が特別項症から第2項症までの人

■戦傷病者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹（特別項症）第2項症）

▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸（特別項症）第3項症）

■介護保険の被保険者証の交付を受けている人

▽要介護状態区分（要介護5）

※いずれも自書できる人

■身体障害者手帳の交付を受けている人

▽両下肢、体幹、移動機能（1・2級）

▽心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸（1・3級）

▽免疫障害（1・3級）

問い合わせ先

鳥取市選挙管理委員会（福祉文化会館） ☎20-33386